

南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱

平成26年 2月28日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の良好な景観の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保するため、町内の危険空き家等を除却する者に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において危険空き家等除却事業補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (2) 所有者等 危険空き家等の登記事項証明書等に所有者として登録されている個人をいう。ただし、未登記の場合にあつては固定資産税課税台帳に所有者として記載されている個人をいう。
- (3) 行政区 町内の一定区域に居住する者で組織され、その区域の行政事務を処理する自治組織をいう。

(補助対象空き家等)

第3条 補助金の交付の対象となる危険空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に所在し、同一敷地内において居住の実態がないこと。
- (2) 条例第6条に規定する助言又は指導の対象となったもの
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を超えて存するもの

(5) 昭和56年以前に建築又は築造されていること。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、南会津町の徴収する町税、使用料等を滞納していない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、法人は、補助対象者とししないものとする。

(1) 補助対象空き家等の所有者等

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) 前1号又は前2号に規定する者から補助対象空き家等の除却についての同意を受けた者

(4) 補助対象空き家等が所在し、前1号又は前2号に規定する者から除却についての同意を受けた行政区

2 補助対象空き家等が複数人の共有である場合又は補助対象空き家等の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合は、補助対象者は当該共有者全員又は権利者全員から除却についての同意を得なければならない。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空き家等の除却工事であって、町内に事業所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、一般建設業の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定により、登録を受けた解体工事業者に請け負わせる工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事とししない。

- (1) 条例第 8 条に規定する命令を受けた補助対象空き家等を除却する工事
- (2) 補助金の交付を決定する前に着手した工事
- (3) 他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事
- (4) 補助対象空き家等の一部を除却する工事
- (5) その他町長が不相当と認める工事

(補助金の額)

第 6 条 補助金の交付対象となる経費（消費税等相当額を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家等の除却に要した工事費とし、補助金の額及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第 7 条 町長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 空き家等の除却後 2 年を経過しないうちに住宅、物置等を建築しないこと及び土地を譲渡しないこと。
- (3) 補助対象工事完了後の跡地を、周辺の住民又は景観に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他町長が特に必要があると認める事項

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に危険空き家等除却事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 工事計画書（様式第 3 号）
- (3) 現況写真

- (4) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (5) 登記事項証明書（未登記の場合は土地家屋名寄帳）及び建築年次が確認できるもの
- (6) 申請者の属する世帯全ての構成員の課税証明書（市町村民税非課税世帯が申請する場合のみ）
- (7) 第4条第1項第3号又は同条第2項に該当する場合は同意が確認できる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及びその他必要な調査を実施し、その適否を決定し、適当と認めるときは危険空き家等除却事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときは危険空き家等除却事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに危険空き家等除却事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に第8条各号に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及びその他必要な調査を実施し、その適否を決定し、適当と認めるときは危険空き家等除却事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、不適当と認めるときは危険空き家等除却事業補助金変更申請却下通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象工事を中止するときは、速やかに危険空き家等除却事業中止届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第11条 補助事業者は、補助対象工事の完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、危険空き家等除却事業完了報告書（様式第10号）に、次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真（施工前、工事施工状況、施工後）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付額確定通知）

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、危険空き家等除却事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略できるものとする。
（補助金の交付請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付請求をするときは、危険空き家等除却事業補助金交付請求書（様式第12号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該補助事業者に対して、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助事業者に対し、危険空き家等除却事業補助金交付（全部・一部）取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付されているときは、補助事業者に対し、危険空き家等除却事業補助金返還命令書（様式第14号）により期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（検査等に対する協力）

第16条 補助事業者は、この告示による補助金の交付等に関し、町長が必要な検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第17条 補助事業者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象工事の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助金額	補助限度額
市町村民税非課税世帯	補助対象経費の3分の2以内の額	80万円
市町村民税課税世帯	補助対象経費の2分の1以内の額	50万円
行政区	補助対象経費の5分の4以内	100万円

	の額	
--	----	--

様式第1号（第8条関係）

危険空き家等除却事業補助金交付申請書

年 月 日

南会津町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

危険空き家等除却事業補助金の交付を受けたいので、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請にあたり南会津町が私に係る町税及び使用料等の納付状況、固定資産課税台帳、住民基本台帳等について照会を行うことに同意します。

空き家等所在地	南会津町 字
空き家等所有者	住所 氏名
物権(賃借権)設定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
申請者区分	<input type="checkbox"/> イ. 補助対象空き家等の所有者 <input type="checkbox"/> ロ. イの相続人 <input type="checkbox"/> ハ. イ又はロから対象空き家等の除却について同意を受けた者
建築年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
区 分	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税課税世帯 <input type="checkbox"/> 行政区
補助対象工事費	円
補助金交付申請額	円

添付書類

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 工事計画書(様式第3号)
- (3) 現況写真
- (4) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- (5) 登記事項証明書(未登記の場合は土地家屋名寄帳)及び建築年次が確認できるもの
- (6) 申請者の属する世帯全ての構成員の課税証明書
(市町村民税非課税世帯が申請する場合のみ)
- (7) 第4条第1項第3号又は同条第2項に該当する場合は同意が確認できる書類

様式第2号（第8条関係）

誓約書

年 月 日

南会津町長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

私は、南会津町危険空き家等除却事業補助金の交付を申請するにあたり、下記事項について、誓約します。

記

1. 私は、補助対象空き家等にかかる紛争等が生じた場合、自らの責任を持って解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。
2. 私は、補助対象空き家等の除却工事に係る法令等を遵守します。
3. 交付決定の通知を受けた日から起算し60日以内に補助対象工事を完了します。
4. 空き家等の除却後2年を経過しないうちに住宅、物置等を建築いたしません。
5. 空き家等の除却後の土地を有償で譲渡いたしません。
6. 私は、除却工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めます。
7. 私は、南会津町暴力団排除条例（平成24年南会津町条例第4号）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。また、それらと関係を有する者でもありません。
8. 上記の誓約に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還します。

以 上

様式第4号（第9条関係）

南会津町指令 第 号

危険空き家等除却事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった危険空き家等除却事業補助金については、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

補助事業者
様

年 月 日

南会津町長



記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付決定内容
- 3 交付条件
 - (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
 - (2) 補助対象工事が予定の期間内に終了しない場合、又は遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

以 上

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

南会津町長



危険空き家等除却事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった危険空き家等除却事業補助金については、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の理由により交付しないこととしましたので通知します。

記

交付しない理由

以上

様式第6号（第10条関係）

危険空き家等除却事業補助金変更承認申請書

年 月 日

南会津町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

危険空き家等除却事業補助金交付決定通知を受けた除却事業について、下記のとおり内容を変更したいので、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

補助金交付決定通知番号	年 月 日付 南会津町指令 第 号
当初交付決定額	円 ①
変更補助対象工事	円
変更補助金交付申請額	円 ③
変更増減額	円 (③-①)
工事内容変更の概要	
変更理由	

様式第7号（第10条関係）

南会津町指令 第 号

危険空き家等除却事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付決定変更申請のあった南会津町危険空き家等除却事業補助金については、南会津町危険空き家等除却事業交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を変更したので通知します。

補助事業者
様

年 月 日

南会津町長



記

1 変更交付決定額 _____ 円

2 変更交付決定内容

3 交付条件

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 補助対象工事が予定の期間内に終了しない場合、又は遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

以 上

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

南会津町長



危険空き家等除却事業補助金変更申請却下通知書

年 月 日付けで変更申請のあった危険空き家等除却事業補助金については、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記の理由により変更申請を却下しましたので通知します。

記

却下理由

以 上

様式第9号（第10条関係）

危険空き家等除却事業中止届

年 月 日

南会津町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで危険空き家等除却事業補助金交付決定通知を受けた除却事業について、下記のとおり中止するので、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき届け出ます。

なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

補助金交付決定通知番号	年 月 日付 南会津町指令 第 号
交付決定額	円
中止する理由	

以 上

様式第 10 号 (第 11 条関係)

危険空き家等除却事業完了報告書

年 月 日

南会津町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

危険空き家等除却事業が完了したので、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

空き家等の所在地	南会津町 字
空き家等の所有者	住所 氏名
補助金交付 決定通知番号	年 月 日付 南会津町指令 第 号
補助金交付決定額	円
除却工事完了年月日	年 月 日
現地確認希望年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真 (施工前、工事施工状況、施工後)
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 11 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

南会津町長



危険空き家等除却事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった南会津町危険空き家等除却事業補助金については、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

空き家等の所在地	南会津町 字
空き家等の所有者	住所 氏名
補助金交付 決定通知番号	年 月 日付 南会津町指令 第 号
補助金交 付決定額	円
交付確定額	円

以 上

様式第 12 号 (第 13 条関係)

危険空き家等除却事業補助金交付請求書

年 月 日

南会津町長

補助事業者 住 所
氏 名 ④
電話番号

危険空き家等除却事業補助金交付確定の通知を受けたので、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 補助金交付内容等

補助金交付 決定通知番号	年 月 日付 南会津町指令 第 号
交付決定額	円

3 振込先

金融機関名	支店名	支店
(ふりがな)		
口座名義		
口座種別	普通 ・ 当 座	
口座番号		

4 添付書類

通帳表紙の写し (口座名義人、口座番号が確認できるもの)

様式第 13 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

南会津町長



危険空き家等除却事業補助金交付 (全部・一部) 取消通知書

年 月 日付け南会津町指令 第 号により通知した補助金の交付決定について、南会津町危険空き家等除却事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定の (全部・一部) を取り消すこととするので通知します。

既 交 付 決 定 額	円 ①
今回取消金額 (全部・一部)	円 ②
取消後の補助金交付決定額	円 ①—②
取消理由	

様式第 14 号(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

南会津町長



危険空き家等除却事業補助金返還命令書

年 月 日付け南会津町指令 第 号で交付決定した南会津町危険空き家等除却事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	

補 助 金 の 交 付 年 度	年度
空 家 等 の 所 在 地	南会津町 字
空 家 等 の 所 有 者	住所 氏名
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額	円
補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円